

## 役員報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人能登原子力センター（以下「当センター」という。）定款第32条の規定に基づき、常勤役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員とは、専務理事及び常務理事をいう。
- (2) 報酬等とは、報酬、手当（期末手当、通勤手当及び退職手当をいう。）及び旅費をいう。

### (報酬)

第3条 常勤役員の報酬は次のとおりとする。

専務理事	月 額	318,000円
常務理事	月 額	273,000円

### (期末手当)

第4条 期末手当については、6月1日及び12月1日に在職する常勤役員に対して支給する。

- 2 期末手当の額は、常勤役員の受けるべき報酬月額に、6月においては100分の120、12月においては100分の200を乗じた額とする。

### (通勤手当)

第5条 通勤手当は、常勤役員の通勤実態に応じて支給する。

- 2 通勤手当の額は、当センター職員の通勤手当を準用する。

### (退職手当)

第6条 退職手当は、2年以上在職した常勤役員に対して支給する。

- 2 退職手当の額は、常勤役員が受けるべき報酬1ヶ月分とする。

### (報酬及び手当の支給日等)

第7条 報酬、期末手当、通勤手当の支給日及び支給方法は、当センター職員の給料、期末手当・勤勉手当、通勤手当の支給日及び支給方法を準用する。

- 2 退職手当については、退職した月の翌月の25日までに支払うものとし、支給方法は、本人の指定する本人名義の金融口座に振り込むものとする。

(旅費)

第8条 常勤役員が公務のために旅行したときは、別の規則（旅費規則）の定めるところにより、旅費を支給する。

(公表)

第9条 当センターは、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものである。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人能登原子力センターの設立の登記の日から施行する。